

社保審一介護給付費分科会
第181回 (R2. 8. 3) 資料 4

# 社会保障審議会 介護給付費分科会 令和3年度介護報酬改定に関する 関係団体ヒアリング

## 『令和3年度介護報酬改定に関する意見』



一般社団法人  
**全国介護事業者連盟**

理事長 齊藤正行

2020年8月3日（月）

## 当団体について



法人形態	一般社団法人
法人名	全国介護事業者連盟
設立年月日	2018年6月
本店所在地	東京都千代田区麹町4-1-4
代表者	齊藤正行

介護事業者による横断的(法人種別・サービス種別)・全国的な組織体制

介護の産業化の推進・生産性向上の推進を2大テーマとする。

**介護事業者会員数：805社 6850事業所**

※令和2年7月現在

# はじめに



当連盟は、サービス横断的な組織であり、本日の意見においては、サービス種別ごとの個別意見は限定的に触れるにとどめ、介護給付費分科会において整理されている令和3年度介護報酬改定における分野横断的なテーマ

1. 地域包括ケアシステムの推進
2. 自立支援・重度化防止の推進
3. 介護人材の確保・介護現場の革新
4. 制度の安定性・持続性の確保

の4つのテーマに沿って意見提言致します。

サービス種別ごとの個別意見については、当連盟において

1. 施設・宿泊サービス在り方委員会
2. 訪問サービス在り方委員会
3. デイサービス制度改革委員会

の3つの委員会を7月より開催し、意見提言のとりまとめを予定しております。  
最終とりまとめと合わせて、委員会の開催都度、経過報告とともに、サービス種別ごとの意見提言は別途行わせて頂く予定としております。

# 1. 地域包括ケアシステムの推進



これまでの分科会における意見において示されている基本的な考え方、尊厳の保持と自立支援という介護保険の原点にたち、利用者本位の議論を今後もお願いしたい。医療との連携体制、認知症対策については、より具体的な意見集約を頂くとともに、下記テーマの検討もお願いしたい。

## ◆提言内容

- ①介護保険制度のシンプル化、利用者によるサービス選択の推進
- ②地域密着型サービスの定義の再構築
- ③地域区分の単価設定における寒冷地域の取扱いについて

# 1. 地域包括ケアシステムの推進



## ①介護保険制度のシンプル化、利用者によるサービス選択の推進

介護保険制度は、改定を迎えるごとに複雑さを増しており、自治体・事業者の事務処理が煩雑となり、人材不足の大きな要因となっています。また、制度が複雑なことにより、利用者がサービス選択を自ら判断することが難しくなっています。

サービス種別の再構築、加算の再構築を図り、制度のシンプル化を進めて頂くとともに、利用者への事業所情報の開示とサービス判断基準を示し、利用者によるサービス選択が容易な仕組みを検討頂きたい。

## ②地域密着型サービスの定義の再構築

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの推進に欠かせないサービス分類です。だからこそ、現在の運用上の課題を整理し、再構築が必要と考えます。

具体的には、利用者を当該市町村の住民に原則限定している定義は見直して頂きたい。県境、市境の近くで運営している事業所には不都合が生じている。また、同時に、市町村での公募の仕組みについても、健全なサービス競争原理の働く環境の構築の観点からも再検討頂きたい。

# 1. 地域包括ケアシステムの推進



## ③地域区分の単価設定における寒冷地域の取扱いについて

介護報酬は、サービスごとに要する費用の平均額を勘案して設定されており、地域区分単価は、公務員の地域手当を勘案して設定されています。ここで、1つ大きく抜け落ちている視点が、寒冷地、とりわけ冬季の期間に積雪が日常化している地域では、除雪に対する費用や、職員に対する寒冷地手当（燃料手当）の支給をしている事業者も多く、寒冷地でサービス提供している事業者は、同じサービスを他地域で提供している事業者と比べて、冬季の期間のコストが高くなっています。公務員の地域手当においても、寒冷地手当は考慮されておらず、寒冷地の公務員には冬季の間は、別途で寒冷地手当（燃料手当）が支給をされています。

これらの事情を踏まえて、北海道、東北、北陸、信越地方の地域については、地域区分単価を設定頂くか、または、冬季の期間には寒冷地加算の創設を検討頂きたい。

## 2. 自立支援・重度化防止の推進



自立支援・重度化防止の推進は、制度の持続性の確保にとっても重要なテーマであり、更なる推進を加速して頂きたい。以下具体的な提言内容についてご検討をお願いしたい。

### ◆提言内容

- ①ADL維持等加算の単価拡充、算定要件の見直し、他サービスへの展開
- ②生活機能向上連携加算の算定要件の見直し
- ③アウトカム評価の拡充、事業所評価加算の対象領域の拡大
- ④CHASEに基づく評価項目のトライアル項目の設定

## 2. 自立支援・重度化防止の推進

### ①ADL維持等加算の単価拡充、算定要件の見直し、他サービスへの展開

前回改定で創設された「ADL維持等加算」については、単位数が極端に低く、算定要件も複雑なことから算定率が著しく低い状況にあります。アウトカム評価を推進していく試金石となる加算のため、大幅に単価を引き上げる措置を検討頂きたい。

また、算定要件についても、総数20名以上の見直し(地域密着型通所介護でも算定可能にして頂きたい。)、要介護度3以上の者の割合が15%以上の見直し、5時間以上の通所介護費の算定基準の見直しを強く要望致します。更には、アウトカム評価となる加算Ⅰの単価より、その後の継続となるアウトカム評価に繋がらない加算Ⅱの単価が高く設定されている点も、加算の趣意に沿つて、加算Ⅰの単価を高く設定頂きたい。

最後に、現在、通所介護事業においてのみ算定が可能ですが、自立支援・重度化防止の推進は他のサービスにおいても重要なテーマであることから、他サービスにおいても算定可能な仕組みとなるよう検討頂きたい。

※5時間未満の通所介護費の算定においてもバーセルインデックス数値の改善効果が見込まれる根拠として、「デイサービスを利用する在宅要介護高齢者への自立支援の効果に関する研究」結果報告をご参照ください。

### ②生活機能向上連携加算の算定要件の見直し

前回改定で創設された「生活機能向上連携加算」についても、コストの問題や外部との連携が難しいことから、算定率が低い状況にあります。

算定要件の中で、医療提供施設の専門職との連携と定められている部分を、PT・OT・STについて、医療提供施設に限定せずに、外部との連携において算定可能な要件に変更を強く要望致します。

## 2. 自立支援・重度化防止の推進



### ③アウトカム評価の拡充、事業所評価加算の対象領域の拡大

自立支援・重度化防止の推進のためには、アウトカム評価につながる加算を更に拡充して頂きたいと思います。

特に、要支援者に対する通所介護サービスにおいて、加算算定が可能な「事業所評価加算」について、要介護高齢者に対しても同様の加算を創設頂くことを強く要望致します。算定に際して、まずは、比較的軽度な要介護高齢者に対する加算として要件を検討頂くことを提案致します。

### ④CHASEに基づく評価項目のトライアル項目の設定

アウトカム評価の推進として専門委員会において検討されている「CHASE」については、デイケアにおける「リハビリテーションマネジメント加算」の算定要件の1つとして、「VISIT」が活用されていることと同様の仕組みで、「CHASE」を活用した新たな加算の創設を検討頂きたい。ただし、その際、「リハビリテーションマネジメント加算」の算定率が著しく低い状況にあることを考慮し、「CHASE」におけるアウトカム評価指標の中で、より重要度の高い項目を抽出し、トライアル項目を設定することを合わせて検討頂きたい。

### 3. 介護人材の確保・介護現場の革新



介護人材の不足状況は、コロナ禍によって、いっそう厳しい環境となっており、抜本的な対策を講じて頂きたい。

#### ◆提言内容

- ①待遇改善加算及び特定待遇改善加算の書類の簡素化、  
事業者の裁量権の拡大、人材対策費の一部計上
- ②文書削減の見直しの徹底と、専門委員会の再開
- ③ICTの活用に伴う人員要件・資格要件の見直し、加算での評価

### 3. 介護人材の確保・介護現場の革新



#### ①処遇改善加算及び特定処遇改善加算の書類の簡素化、 事業者の裁量権の拡大、人材対策費の一部計上

処遇改善加算は書類作成において事業者の負担が大きいとの声が現場から多く聞かれる中で、新たに特定処遇改善加算がスタートしています。処遇改善加算及び特定処遇改善加算の統合、書類の統一化、そもそも提出書類の簡素化、自治体ごとのローカルルールの見直しを早急に検討頂きたい。

また、介護従事者の処遇改善を図ることは大変重要な課題であるものの、他方で、職員の給与は、人事戦略、給与規定、評価制度という企業経営の根幹に係ることであり、公的な仕組みでの対応ではなく、事業者の裁量権が拡大される方向性で議論を進めて頂きたい。具体的には、加算の一部を基本報酬単価に組み込むことや、特定処遇改善加算で設定頂いた介護職種以外の介護従事者への支給幅の拡大を強く要望致します。

更には、介護人材不足の環境化において、介護事業者は人材の確保に苦慮しており、介護職員に対して法人判断で処遇改善を図るとともに、研修費、福利厚生費、採用費、労務管理費などの人材関連費が日増しに増大している状況にあります。職員の処遇改善とともに、事業者の人材対策費の増大への対策も検討頂きたく、処遇改善加算を拡充頂くとともに、加算額の一定割合を、研修費、福利厚生費、採用費、労務管理費といった人材対策費を計上できる仕組みを強く要望致します。

### 3. 介護人材の確保・介護現場の革新



#### ②文書削減の見直しの徹底と、専門委員会の再開

高齢者が増加し、生産年齢人口が急減していく環境化の中、生産性の向上を図ることは社会的課題であり、介護現場において最も重要な課題の1つです。

生産性の向上に向けた重要な取り組みの1つが介護に係る文書負担の軽減であり、昨年開催された専門委員会において定められた工程表に基づく、文書量の削減、重複文書の見直し、過度なローカルルールの見直し、ICT化の推進といった項目を計画に基づき、確実に実行に移して頂くことを強く要望致します。そのためにも、今年度、専門委員会を再開し、工程表の進捗管理と、より具体的な対策立案を進めて頂きたい。

#### ③ICTの活用に伴う人員要件・資格要件の見直し、加算での評価

介護現場の革新を図るために最も重要な課題の1つである、ICT化の推進をいっそう進めて頂きたい。介護現場において確実に生産性向上に寄与することができるICT関連機器の活用を前提に、サービスごとに人員要件や、資格要件を大幅に見直して頂くことを強く要望致します。

また同様に、介護現場において確実に生産性向上に寄与することができるICT関連機器の活用を評価する加算の拡充、具体的には、AI活用に基づくケアプラン作成を推進するための加算の創設を検討頂きたい。

## 4. 制度の安定性・持続性の確保



制度の安定性・持続性の確保は重要であるもの、コロナ禍の介護事業者への影響が長期化することが予測され、介護事業者の事業の持続性の確保に考慮した検討をお願いしたい。

### ◆提言内容

①コロナ禍による介護事業者の影響調査の検証

②基本報酬単価への配慮と、コロナ対策加算の創設の検討

③軽度者へのサービス提供の在り方について慎重な議論を継続

④集合住宅へのサービス提供の在り方の見直し

# 4. 制度の安定性・持続性の確保

## ①コロナ禍による介護事業者の影響調査の検証

制度の安定性・持続性の確保に向けた報酬の適正化は大変重要であるものの、コロナ禍によつて、一定期間大幅な減収となったサービス種別や、全てのサービス種別で対策経費が増大しており、今後も長期的な影響が見込まれることから、コロナ禍による介護事業者の影響調査をしっかりと検証した上で、サービス種別の報酬単価を見直して頂くことを強く要望致します。

現在収集している「介護事業経営実態調査」において算出される「サービスごとの收支差率」は本年3月までの数字であり、コロナ禍による経営影響は4月以降が顕著であることから、4月以降の経営実態把握の方法を検討頂きたい。報酬面においては給付費よりデータ収集することで概ねの傾向をつかむことが出来ますが、事業者の経費把握についても全体数字を捉える方法を検討頂きたい。

※コロナ禍による介護事業者の経営影響については「新型コロナウイルス感染症に係る経営状況への影響について」結果報告をご参照ください。

## ②基本報酬単価への配慮と、コロナ対策加算の創設の検討

上述の通り、コロナ禍による介護事業者の経営影響を踏まえた報酬単価の見直しを強く要望していますが、他方で、コロナ禍による介護事業者の影響は、期間限定であることが予測されることから、原則的には3年間固定される基本報酬単価に対して影響を考慮することへの懸念も存在します。しかしながら、コロナ禍による影響は長期化することが予測され、終息時期が不明瞭であることから、次期報酬改定における基本報酬単価においては一定の配慮を頂くことを検討して頂くとともに、現在実施されているコロナ禍に伴う各種の特別ルールを含めて、政府及び厚生労働省によってコロナ禍の終息が判断されるまでの時限措置となる「コロナ対策加算」の創設を合わせて検討頂きたい。

## 4. 制度の安定性・持続性の確保

### ③軽度者へのサービス提供の在り方について慎重な議論を継続

上述の通り、制度の安定性・持続性の確保に向けた報酬の適正化は大変重要であるものの、コロナ禍による介護事業者の経営影響への考慮をして頂く観点からも、現在議論が進められている生活援助中心のサービスの在り方、軽度者へのサービス提供の適正化については、いっそう慎重な議論を行って頂くことを強く要望致します。

特に、コロナ禍によって介護給付費分科会の開催スケジュールにも見直しが生じたことからも、十分な議論が尽くされない可能性も想定されるものであります。

### ④集合住宅へのサービス提供の在り方の見直し

上述の通り、制度の安定性・持続性の確保に向けた報酬の適正化は大変重要であるものの、コロナ禍による介護事業者の経営影響への考慮をして頂く観点からも、現在議論が進められている集合住宅に対するサービス提供の在り方の見直しも同様に慎重な議論を行って頂くことを強く要望致します。

特に、コロナ禍によって介護給付費分科会の開催スケジュールにも見直しが生じたことからも、十分な議論が尽くされない可能性も想定されるものであります。